

九州大学病院神経磁気診断装置使用規程

平成19年度九大規程第5号
制定：平成19年 7月 1日
最終改正：平成29年 5月22日
(平成29年度九大規程第9号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学病院に設置する神経磁気診断装置（以下「MEG」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 MEGは、教育研究機関等に属する医師及び研究者に広く開放することにより、脳科学研究の支援及び活性化並びに社会貢献等を図ることを目的とする。

(管理運営委員会)

第3条 九州大学病院に、MEGの管理運営を行うため、MEG管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、九州大学病院及び医学研究院の教員のうちから病院長が指名する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、委員のうちから病院長が指名する者をもって充てる。

4 前2項のほか、委員会に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(使用資格)

第4条 MEGを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 九州大学（以下、「本学」という。）の医師及び研究者
- (2) 本学以外の教育研究機関等に属する医師及び研究者で委員長が適当と認める者
- (3) その他委員長が適当と認める者

(使用の許可等)

第5条 MEGを使用しようとする者は、あらかじめ、所定の様式により、委員長に申請し、その許可を得なければならない。

2 委員長は、申請内容を総合的に判断して、MEGの使用に係る許可又は不許可の決定を行う。

3 MEGを使用しようとする者は、MEGの使用に当たっては、あらかじめ、機器の取扱いについて研修を受けなければならない。

(使用の予約)

第6条 前条第2項の許可を得た者がMEGを使用する場合は、原則として使用予定日の2週間前までに使用の予約をしなければならない。

2 使用を取り止める場合は、使用予定日の2日前までに予約を取り消さなければならない。この場合において、予約を取り消さなかったときは、予約していた使用時間に係る使用料の全額を納付しなければならない。

(使用時間)

第7条 MEGの使用時間は、原則として、平日にあっては午後5時から午後7時30分までの間、土曜、日曜及び祝日にあっては午前9時から午後5時までの間とする。ただし、MEGを診療に使用する予定がない時間はこの限りではない。

(使用料)

第8条 使用者は、15分（使用時間に15分未満の端数があるときは、当該端数を15分に切り上げるものとする。以下同じ。）当たり12,000円の使用料を納付しなければならない。

ただし、MEGの使用に当たり本学の職員による機器の操作や解析等の指導等を必要としない場合は、15分当たり10,000円とする。

(徴収方法)

第9条 使用料は、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、原則として返還しない。

(適正使用)

第10条 使用者は、第2条に定めるMEGの目的に沿って適正に使用しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責に帰すべき事由により、MEG及び関連機器を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第1号)

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第117号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第87号)

この規程は、平成27年1月29日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第9号)

この規程は、平成29年5月22日から施行し、平成29年4月1日以降に発生した使用料から適用するものとする。